

健康診断実施時における新型コロナウイルス感染対策について

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団

○受診に際してのお願い

- * 健診施設（会場）内では各自不織布マスクの着用をお願いします。不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- * マスク着用がない場合は、受診をお断りいたします。
- * 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
- * 健診中は換気を行うので、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- * 受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- * 健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。
- * 健診施設（会場）内での会話は最小限とし、小声でお願いいたします。

○受診をお断りする場合

次に該当する方は、受診をお断りします。該当しなくなってから受診してください。

- ① 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方、及びその後の検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間が終了していない方。
- ② 受診時に風邪症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方。
- ③ 下記のいずれかに合致する方のうち、受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方。
 - ・ 諸外国への渡航歴がある方。
 - ・ 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された方（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）。

○受診延期を考慮していただきたい場合

① 新型コロナウイルスに感染した方

新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配がなくなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。入院や療養の解除基準を満たしてから十分な期間を置き、体調が十分に回復してから受診されることを推奨します。

② 新型コロナワクチンを接種した方

接種後、3日以上経過してから受診されることを推奨します。副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診されることを推奨します。

③ 基礎疾患のある方、ご高齢の方

新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすいとされる高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸疾患といった基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令期間中は、受診延期を考慮されることを推奨します。

* なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、今後も新たな知見等が得られた場合、その都度改訂されるものです。

上記の症状がないことを確認し、本日の健康診断を受診します。

（今朝の体温とご署名をお願いいたします。）

令和 年 月 日 今朝の体温 _____ . _____ °C お名前 _____